主 な 農 業 制 度 資 金 金 利 一 覧 表

令和6年2月20日

								令和6年2月20日
資金名	貸付対象者	融資機関 (※①)	償還期間 区分	基準 金利 (%)	県利子 補給率 (%)	長期協会 (※②) 利子助成率 (%)	貸付 利率 (%)	利子助成期間等
	農業を営む者	農協·信連等 ·銀行等	Ι	2.35	1.25	_	1.10	※③又は※④に該当する場合は、貸付当初5年間の貸付利率を0%に引き下げる措置(上限2%)がある。 (※③については当分の間、執行留保)
			5年以内	2.35	1.25	0.60	0.50	償還終了時(最長15年間)まで、長期協会の利子助成を受けることができる。 (ただし、個人1,800万円以下、法人3,600万円以下の部分に限る。) ※③又は※④に該当する場合は、貸付当初5年間の貸付利率を0%に引き下げる措置(上限2%)がある。 (※③については当分の間、執行留保)
農			6年	2.35	1.25	0.60	0.50	
業			7年	2.35	1.25	0.60	0.50	
近			8年	2.35	1.25	0.55	0.55	
代	認定農業者等	** + - + +	9年	2.35	1.25	0.55	0.55	
	の特例の適用を受ける者	農協·信連等 ·銀行等	10年	2.35	1.25	0.45	0.65	
化	を支いる自		11年	2.35	1.25	0.35	0.75	
資			12年	2.35	1.25	0.35	0.75	
金			13年	2.35	1.25	0.25	0.85	
			14年	2.35	1.25	0.25	0.85	
			15年	2.35	1.25	0.15	0.95	
	農業を営まない 団体	農協	_	2.35	1.25	_	1.10	_
		信連等·銀行等	_	1.50	0.40	_	1.10	_
農業経営 負担軽減支援資金	* 5	農協·信連等 ·銀行等	_	2.35	1.25	_	1 10	※③又は※④のアに該当する場合は、貸付 当初5年間の貸付利率を0%に引き下げる 措置(上限2%)がある。 (※③については当分の間、執行留保)

資金名	貸付対象者	融資機関	償還期間 区分	貸付 利率 (%)	利子助成期間等	
農業経営 基盤強化資金 【スーパーL】	認定農業者	日本政策金融公庫	7年以下	0.50		
			8年~9年	0.55	※③又は※④に該当する場合は、貸付当初5年間の貸付利率を0%に引き下げる措置(上限2%)がある。	
			10年	0.65		
			11年~12年	0.75		
			13年~14年	0.85		
			15年	0.95		
			16年~17年	1.05		
			18年~25年	1.10		
農業経営 改善促進資金 【スーパーS】	認定農業者	農協	_	1.50	_	

- ※①「融資機関」において「農協」とは単位農業協同組合を、「信連等」とは、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫を、「銀行等」とは銀行、信用金庫及び信用組合をいう。
- ※②「長期協会」とは、公益財団法人農林水産長期金融協会をいう。
- ※③農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。)、人・農地プラン(実質化プラン)に位置づけられた農業者(位置づけられることが確実であることの証明を市町から受けた農業者を含む)、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者、又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町が認める者に対して、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、県の利子補給承諾が行われた農業近代化資金、及び貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金(限度額:個人3億円、法人10億円、負債整理関係資金を除く)。【補助残融資を除く】
- ※④令和5年4月1日から令和6年3月31日までに県の利子補給承諾が行われた農業近代化資金(イのみ)、農業経営負担軽減支援資金(アのみ)、及び貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金(イのみ。負債整理関係資金を除く)について、
- ア 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属である感染症)、又はウクライナ情勢に伴う原油価格高騰等の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関が確認できたもの。【補助残融資は対象】
- イ (別表)に該当する災害の影響により損害を受けたことの証明を市町長から受けたもの。【災害復旧に係る事業の補助残融資は対象】
- ※⑤「農業経営負担軽減支援資金」の貸付対象者は、「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月20日16経営第8953号農林水産省経営局長通知)第2の1に掲げられている負債の償還が困難となっている者である。

(別表)

1	令和4年7月14日から同月20日までの間の豪雨
2	令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨
3	令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨
4	令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨
5	令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨
6	令和6年能登半島地震